

令和7年第1回定例会都市経済委員会会議録

令和7年3月17日

10時00分

全員協議会室

出席者氏名

大野みどり 委員長

札幌 章俊 副委員長

藤木 妙子 委員

油原 信義 委員

後藤 敦志 委員

寺田 寿夫 委員

鴻巣 義則 委員

執行部説明者

副市長 木村 博貴

市民経済部長 菅沼 秀之

都市整備部長 落合 勝弘

市民経済部次長兼商工観光課長 服部 淳

都市整備部次長 橘原 剛

市民窓口課長 持田 優

地域づくり推進課長 鴻巣 倫子

農業政策課長 秋山 正典

農業委員会事務局課長 糸賀 勉

生活環境課長 廣田 裕一

都市計画課長 仲村 真一

道路公園課長 渡辺 一也

下水道課長 石井 孝幸

下水道課長補佐 中村 督（書記）

事務局

主査 森下 由佳

議題

議案第8号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第13号 あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 龍ヶ崎市太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 龍ヶ崎市人・農地プラン審議会条例を廃止する条例について

議案第19号 工事請負契約について（令和6～7年度新長戸コミュニティセンター整備工事（建築工事））

議案第29号 令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）の所管事項

議案第34号 令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第5号）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度龍ヶ崎市下水道事業
会計補正予算（第3号））

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）

○大野委員長

それでは、ただいまより、都市経済委員会を開会いたします。

本日はご審議をいただきます案件は、今期定例会において、当委員会に付託されました議案第 8 号、議案第 13 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 18 号、議案第 19 号、議案第 29 号の所管事項、議案第 34 号、報告第 2 号、報告第 3 号、報告第 4 号、報告第 5 号、報告第 6 号の 13 案件です。

これらの案件につきましては、ご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に質疑は一問一答でお願いいたします。

また、執行部におかれましても、答弁は、ポイントを絞り、簡潔にお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第 8 号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。
落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

それでは、議案第 8 号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書 57 ページをお開きください。

議案第 8 号、議案第 15 号、議案第 16 号の条例改正に関連いたしますので、最初に改正の背景をご説明させていただきます。

これは、令和3年、静岡県熱海市で豪雨災害に伴い盛土が崩壊し、大規模な土石流災害が発生したことなどを踏まえ、宅地造成等規制法が改正され、盛土等による災害から国民の生命を守る観点から盛土等を行う土地の用途や、その目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法が令和 5 年 5 月 26 日から施行されました。

これにより、都道府県知事が宅地・農地・森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害をおよぼし得る区域を規制区域として指定することで、農地森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等は、許可が必要となりました。

次に、茨城県の状況といたしましては、法の施行後、規制区域の指定まで2年間、旧法であります宅地造成等規制法の工事規制区域が適用となる経過措置が設けられており、この期間内に都道府県知事等は、盛土規制法に基づく規制区域を指定することとなっておりますが、令和7年4月1日付けで、水戸市を除く県内全域を規制区域として指定する予定でございます。

それでは、議案第 8 号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

別表第 1、第2条関係としまして、証明等手数料は宅地造成または特定盛土に関する工事中間検査申請手数料でございます。

これは、宅地造成及び特定盛土等規制法の改正により、開発行為に伴う盛土等がある場合には、開発行為の許可を受けたことで法の許可を受けたものとみなされることになり、その盛土等工

事の、中間検査申請手数料の徴収を追加規定するものであります。茨城県内においては、令和 7 年 4 月 1 日より制度の運用が開始されることから、茨城県に合わせ改正を行うものでございます。

次に、手数料でございますが、従来行っておりました開発行為の許可申請手続きに、盛土規制法に基づく中間検査が追加されることから、この中間検査申請に係る手数料について、2,700 円から 5 万 4,000 円まで、面積ごとに 6 つの区分に分けて設定するものでございます。

なお、付則におきまして、本条例は茨城県内の規制区域運用開始に合わせ、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

説明につきましては以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
札幌委員。

○札幌委員

すいません一点だけ。
中間検査の申請を受け付けるのですけど、この中間検査はどこがやるのでしょうか。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

中間検査は、市が開発行為の許可の中でやるものでございます。

○大野委員長

札幌委員。

○札幌委員

担当所管課はどちらですか。

○仲村都市計画課長

都市計画課です。

○大野委員長

他にありませんか。
後藤委員。

○後藤委員

私からも一点だけ質問させていただきます。

直接手数料の件ではないのですけれども、宅地造成等工事規制区域に関連してお伺いしたいのですけれども。

今回、令和 7 年 4 月 1 日以降、建設業者さんの資材置き場での碎石の搬出入である土取りも、規制の届け出をしなければいけないということで、一義的には指導監督っていうのは県だと思うんですけど、この経過措置で2年近くあったわけですが、現在市内でこういった届け出が必要な資材置き場というものは把握されていますでしょうか。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

今現在、その資材置き場で何がどのくらいあるかっていうものまでは把握はしていません。

ただ今後一時仮置とかそういうことについても、規模によりますけど、そういった許可の対象にはなってくるということであります。申し訳ございません。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

基本的には確認であるとか指導監督というのは、県が主体でやるという認識でよろしいのでしょうか。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

盛土規制法の所管及び執行体制ですけれども、基本的には、県の土木部と県民生活環境部の共管になります。

許可関係については土木部、パトロール等々については県民生活環境部が所管になっていますので、市の体制としても同様に共管とし、都市計画課と生活環境課の共管というふうな扱いにさせていただいて、届け出事務等々については都市計画課、監視のパトロール等については、生活環境課が所管になります。

○大野委員長

他にございませんか。

油原委員。

○油原委員

初歩的で大変申し訳ないんですが、中間検査の中身、検査の基準というのは、どのような点をもって検査をするのでしょうか。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

基本的に熱海の急傾斜地が背景にあるので、雨水の排水設備がどうなっているか、盛土が適正に行われているか、土留めをちゃんとやっているかという視点で、検査するようになってはいます。

ただ、何ていうのでしょうか、規模を見ると 3,000 平方メートルってところが一つの規模になってくるので、なかなか開発許可の中でこういった事例が出てくることは少ないというところがございます。

○大野委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 8 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 13 号 空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第13号 空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書は 65 から 67 ページになります。

初めに、改正の目的でございますが、これは管理不全空き地に対する強化を図るため、条例の一部改正を行い、空き地の所有者等に対し、適正な管理を求めるための行政指導及び行政処分等の制度を整えることにより強化を図り、併せて最終手段としての行政代執行規定を加えるものでございます。

主な改正内容につきましては、まず、第4条の助言、指導及び勧告についてです。

土地所有者等に対し、適正管理を求める行政指導の強化を図るため、現行の助言、指導の規定に、勧告を加えております。

また、第5条において、勧告をもってもなお正当な理由なく改善しない場合の行政指導として、公表を加えております。

続いて、第6条において、行政処分の命令の強化を規定しております。命令前には、龍ヶ崎市行政手続き条例の規定に基づき、所有者等に弁明の機会を付与することを規定しております。

続いて、第7条において、命令してもなお改善しない場合の対応として、代執行の規定を追加しております。行政代執行法の規定に基づく行政代執行前の戒告については、規則で規定する予定でございます。

続いて、第8条において、立ち入り調査等の規定を追加しております。代執行前の現地調査や、個人情報の収集等を行うための立ち入り調査等となります。

最後に付則において、本条例は不利益処分を含む行政処分の改正となるため、一定の周知期間三月程度を設定し、令和7年7月1日から施行するものであります。

この他、条例の一部改正に合わせ、条例施行規則の一部改正を行い、各種手続きの詳細や様式等を規定する予定でございます。

また、公平かつ公正な行政処分を行うため、行政代執行を含む行政処分等を執行するための基準を策定し、公表する予定であります。

説明につきましては以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

○後藤委員

今回の改正で行政代執行を入れたということで、実際に行政代執行を行う際には、どれぐらいの期間が必要となってくるのかを確認させていただきたいんですけれども。

1月の全協でいただいた資料では運用方法の案ということで、まずは助言、指導そして勧告で、勧告の履行期限が30日以内、公表予告が意見書提出期限20日、こういった形で30日以内、20日以内という形で期限を設けて、最終的な代執行までのスケジュールを組んでいるんですけれども。

これを見ると最初の助言、指導から、最終的に代執行を行うまで不利益な処分なので、やはりかなり慎重に手続きしなければいけないというのはわかるんですけれども。年度内になかなか危

険な状態の空き地を代執行で対応していくのは難しいのかなと思うんですけども。実際に代執行に至るまで、期間としてどれぐらいを想定されているのか教えていただけますでしょうか。

○大野委員長

廣田生活環境課長。

○廣田生活環境課長

行政代執行までのスケジュールということでございます。

雑草につきましては繁茂の状況が日々変動いたしますので、各通知の前には必ず現地確認を行って繁茂の状況を把握することが必要になります。そういった確認作業に多くの時間を要するというふうには想定しているところでございます。

また、各通知の後に適正な履行期間、先ほど後藤議員からもありました30日以内というような想定もありますけれども、こういったことを確保することも必要になってきますので、助言指導から行政代執行までのスケジュールで考えますと、3年程度は必要になるのかなというふうには考えております。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

3年…なかなかすぐにはできないということは理解しているんですけども。現在、指導・助言に従わない土地所有者は50件弱ということでしたでしょうか。

今年度こういった空き地、雑草が繁茂している土地所有者で指導助言を行っても従っていただけないような件数というのは、どれぐらいあったのでしょうか。

○大野委員長

廣田生活環境課長。

○廣田生活環境課長

令和6年度で言いますと、苦情や助言、指導の件数は134箇所ありました。このうち、消防署への指導依頼は96件ございます。その中で、今回につきましては14件の改善をいただき、82件がまだ改善・管理不全の状態というような形になってございます。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

消防署の指導もしていただいた上で、まだ 82件改善していただけないというところがあるからこそ、今回行政代執行というような、かなり強い規定を盛り込むことになったんだと思うんですけども。

ただ実際に代執行を実施しないと、条例に盛り込んだだけではなかなか抑止力といいますか、改善していただけない方たちの考えを変えることは、なかなかできないかなと思うんですが。

その辺り、現時点で 82件ある中で、実際に行政代執行に進むことが可能である件数は、どれぐらいになるか、想定でわかれば教えていただきたいんですけど。

○大野委員長

廣田生活環境課長。

○廣田生活環境課長

代執行にあたりましては、基準を設けていくこととしておりますが、令和 6 年度におきまして、雑草に関する苦情を受け付けた時点で草丈が 1 メートルを超えていた空地につきましては 65 箇所ございました。

そのうち、指導後に改善された空地が 40 箇所、残りの 25 箇所が改善されていない状況です。25 箇所のうち 21 箇所に消防署からの指導を依頼させていただいたところなんですが、その 25 箇所のうち住宅地に隣接している箇所というのが 6 箇所ございます。

この箇所が命令等に従わず、市民の生活・環境・財産・安全を著しく阻害し放置できない状態とみられる場合などにおいては、行政代執行となる可能性があると思います。いわゆる代執行の候補地というふうに考えられるところです。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

6件あるということでした。

これらが、引き続き改善に従わずにい続けるのであれば、3年ぐらいかかってしまうということですけども、代執行も視野に入ってくるということだと思いますので、ぜひ今回の改正を踏まえて改善がない場合には、すごく大変な手続きにはなると思うんですけども、ぜひ代執行という対応をとっていただきたいと思います。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

この代執行までに、基本的に3年ということですから、こればかり過ぎですよ。

前に説明いただいた中では、代執行まで大体8ヶ月。恐らく、もう一度また戻るんですよ。指導・助言・勧告、当然公表して、命令予告・命令。以前説明を受けたのは。

ですから、案件については年度内にやっぱり代執行までやらないと、何ら意味がないと思います。3年もかけたら、草がもう自然となくなってしまうのでは。

ただ、代執行の項目を入れたというふうに過ぎなくなってしまうので、やっぱり一つの案件については悪質なんですから、年度内には解決をしていくというような形をとらないと、この条例に入れた意味がないような気がしますけれども、いかがでしょうか。

○大野委員長

廣田生活環境課長。

○廣田生活環境課長

先ほども申し上げましたけれども、雑草につきましては繁茂状況が日々変動するといったところの状況もございます。今回の改正後の条例につきましては、やはりその適正な手順を踏んで進めていきたいというところがございます。

今回、7月からの施行となりますけれども、まずは継続的な案件があるものにつきましても、指導から入っていくということで進めていきたい。まず、こちらを運用させていただいて、状況を確認させていただきたい。

そういった取り組みの評価をさせていただいた上で、今油原委員がお話いただいたような年度の中で片付けられるのかということも、確認・把握していきたいというふうには考えております。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

ぜひこの条例が有効に進めるように、ひとつ強い姿勢で臨んでいただきたいと思います。

○大野委員長

他にありませんか。

鴻巣委員。

○鴻巣委員

全協のときの話だと思うんだけど、これ代執行するのが目的じゃないので。よく市民税でも、「いつまでに納付しなかったら差し押さえますよ」ということがあると思うんで。

それと同じで何回か通知して「対応しなかったら代執行しますよ」というその文面を何回か入れ

てもらえれば、多少なりともやるので。代執行までいかなくてもその前段で1年ぐらい経過を見てもらってそれからやるべきだと思いますので、ぜひきつい文面を入れてもやらなかったらと。

そういったやり方をしないと「草を刈らなかつたら代執行、代執行」などとやったら、龍ヶ崎市は何やっているんだってことになってしまいますから、多少様子を見て。

ただ、やわらかい文面じゃなくて、税金だって知らないけど「差し押さえます」って言われれば、払いに来ると思うんだよね。そういうやり方もあるので考えてください。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第13号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第15号 龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例について 執行部から説明願います。

○落合都市整備部長

議案第15号 龍ヶ崎市土砂等による土地等の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書は70ページから73ページまでになります。

主な改正の目的及び改正内容についてご説明いたします。

これまで、土地の埋め立てや盛土等の行為に対しては、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例や、龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例により、災害の防止や生活環境の保全を目的として規制を行ってきたところであります。

令和5年5月に、新たに宅地造成及び特定盛土等規制法が施行され、災害の防止を目的として危険な盛土等を包括的に規制することとなりました。

災害の防止を目的とした規制については、より強い規制を持つ盛土規制法により規制されるため、本条例においては、第1条、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項第7号、第9条第2項第1号及び第9条第3号において、災害の発生・安全といった文言を削除し、生活環境の保全上の支障の発生を防止する観点で、許可制度を継続しようとするものでございます。

また、令和6年12月に改正されました県条例の許可申請手続きを必要とする面積要件が、「5,000平方メートル以上」から「3,000平方メートルを超える」と改正されたことから、本条例中、第9条第1項第1号において、事業区域の面積要件を「300平方メートル以上5,000平方メートル未満」から、「300平方メートル以上3,000平方メートル以下」へと改正し、県条例との

整合を図るものであります。

その他、29条中、罰則に係る条文において、県条例との整合を図るため改正を行うものであります。

なお、付則におきまして、本条例の施行期日を令和7年4月1日とし、規制や罰則の適用に関して経過措置を規定しております。

その他、条例の一部改正に合わせ、条例施行規則の一部改正を行い事業基準等の改正を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

○後藤委員

一点だけ教えてください。

今回許可対象面積が 5,000 平方メートルから 3,000 平方メートル以下に引き下げになることに伴って、件数的にはどれぐらい事務作業が増えるのかがわかれば教えていただけますでしょうか。

○大野委員長

廣田生活環境課長。

○廣田生活環境課長

行政の事務手続きがどのぐらいかというところになりますと、これまでの申請件数の状況で申し上げたいと思います。

令和5年度は4件許可の申請を行っております。大体 1,000 平方メートルから 4,000 平方メートル弱といった形になります。

令和6年度は1件、4,100 平方メートルという形になります。

そうしますと、3,000 平方メートル以下というような改正になりますと、事務手続き上は半分になるというような形になるのかなというふうに考えております。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 15 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第16号 龍ヶ崎市太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第16号 龍ヶ崎市太陽光発電設備設置事業の自然環境との調和と適正管理に関する条例の一部改正についてです。

議案書74から79ページをお願いいたします。

本件は、再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法の改正により、経済産業省の設備認定を受ける場合で、令和7年4月1日より運用が開始される宅地造成及び特定盛土規制法の宅地造成規制区域内で事業を行う場合には、住民自治組織への説明会開催が必須となったことから、法律との整合を図るための改正、適切な指導・監督を求めるため、事業の管理監督責任を発電事業者に集約するための改正でございます。

改正前条例においては、良好な景観の形成の観点から設備設置時の届け出から協議までを対象としておりましたが、近年、設備設置後のトラブルや、太陽光発電事業終了後の太陽光パネル等の処分等の問題も危惧されておりますことから、事業の開始から終了までを包括的に管理できるようにするため、条例の名称について「太陽光発電設備設置事業」から、「太陽光発電事業」に改正をするものであります。

その他、条文中の文言の整理を行い、手続きはすべて発電事業者が行うものとし、指導監督についても、発電事業者に対して行うものに改正をするものでございます。

主な改正内容でございますが、第11条第2項において、住民自治組織等への説明会については、発電事業者が認定事業を行おうとする場合において法律に規定する説明会を開催した際に、発電事業者は条例に基づく説明会の開催を省略できるとし、近隣関係者への周知及び説明につきましても、第12条第2項を追加規定し、同様に省略できるように改正するものでございます。

なお、付則において、本条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

○後藤委員

こちらも一点だけ確認させてください。

今回は、責任の所在がこれまで発電事業者と設置事業者で少し分かれて曖昧になっていたところを、発電事業者に一本化するという改正だということだと、全国的にそういった問題もあったということだと思うんですけども。

当市に設置されている太陽光発電所において、このように設置者と発電事業者が違うことによって、トラブルになったような事例っていうのはこれまであったのでしょうか。あれば教えていただけますでしょうか。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

太陽光設置事業については、まず設置主体であるオーナーがいて、実際に設置する方がいて、例えばその間に行政書士さんが入ってることや、手続きをやる人など、いろいろなトライアングルがあつて。例えば「フェンスの設置をもうちょっときちんとやってくださいよ」というクレームが来た場合に、実際に管理が発生してからどこが主体になるのかっていうと、設置者さんに言うと、「これは、もう、うちじゃありませんから」とか、手続きだけの人はまた別になっちゃって。ということがいろいろ繰り返されて。

条例の運用が非効率になるところがあつたんで、これを改めて、第一義的にはオーナーさんのところに手続きの窓口を設けて、僕らとオーナーさんとのやりとりを一本化しようというふうにするために、まずここで設置させていただいたというふうな内容です。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 16 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 18 号 龍ヶ崎市人・農地プラン審議会条例を廃止する条例について、執行部から説明願います。

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

議案第 18 号 龍ヶ崎市人・農地プラン審議会条例を廃止する条例についてでございます。

82 ページをご覧ください。

こちらは、農業経営基盤強化促進法の改正法の令和5年4月1日施行に伴い、人・農地プランが地域計画として法定化されたことによる、条例廃止となります。

地域計画は、地域内の農業者を中心に関係者が協議して策定されることとされており、審議会による審議が不要となったことから、人・農地プラン審議会条例を廃止するものでございます。

また、龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例において、人・農地プラン審議会委員の報酬に関して定めておりますことから、条例廃止と併せて当該条例の一部を改正するものでございます。

なお、地域計画の策定については、改正法の施行から2年間の経過措置が設けられており、人・農地プランからの移行期間があったことから審議会の廃止が現在となったことです。

以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等ありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので採決いたします。

議案第 18 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 19 号 工事請負契約について(令和 6～7 年度新長戸コミュニティセンター整備工事(建築工事))について、執行部から説明願います。

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

議案第 19 号 工事請負契約について(令和 6～7 年度新長戸コミュニティセンター整備工事(建築工事))でございます。

83 ページから 90 ページをご覧ください。

こちらは、新長戸コミュニティセンターの建設に係る建築工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、1億5,000 万円以上であることから、議会の議決を求めるものでございます。

当該工事請負契約の契約方法といたしまして、条件付一般競争入札による契約金額2億9,700 万円、こちら消費税込みでございます。

契約の相手方、茨城県龍ヶ崎市1686番地 大昭建設株式会社 代表取締役 細谷武史でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 19 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 29 号 令和 6 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第 8 号)の所管事項について、執行部から説明願います。

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

それでは議案書別冊 2 の 1 ページをお開きください。

議案第 29 号 令和 6 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第 8 号)について、説明させていただきます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出 590,839 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 34,171,431 千円とするほか、継続費繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものでございます。

なお、職員給与費並びに会計年度任用職員給与費につきましては、各種手当の執行状況等を勘案した見直しなどによるものでございますが、人件費の詳細につきましては、総務部所管となりますことから、説明は割愛させていただきます。

それでは、市民経済部所管事項について説明させていただきます。

初めに 6 ページをお開きください。

第 2 表の継続費補正でございます。

上段の新長戸コミュニティセンター建設事業は、完了検査手数料改定による継続費の変更でございます。

次の 7 ページをご覧ください。

第 3 表、繰越明許費補正です。

事業名 3 番目のふるさと龍ヶ崎応援事業です。

これは、寄付者への返品品の発送が、年度末の寄付を中心にしても年度を越えた時期になるものがあるため、4月以降に発送が想定される分の繰越明許費として設定するものでございます。

9 ページをお開きください。

第 4 表の地方債補正の変更でございます。

1 番目の新長戸コミュニティセンター整備事業は、起債事業の組み替えにより減額変更するものです。

一枠飛びまして、経営土地改良事業です。

これは、川原代地区・大塚上地区で実施中の土地改良整備事業費の負担金に充当する事業債であります。

土地改良事業債の50万円の減額につきましては、当該予算要求時に想定した事業が減額されたことにより、負担金に充当する事業債も減額するものでございます。

続きまして、12 ページをお開きください。

ここから、歳入となります。

2番目の表、14 使用料及び手数料です。

こちらの総務使用料につきましては、3 件とも自動販売機の撤去による施設目的外使用料の減額でございます。

続きまして、13 ページをご覧ください。

2 番目の表、国庫支出金で、1総務費委託金の中長期在留者住居地届出等事務費です。

これは、法定受託事務として行っている中長期在留者等の外国人の住居地届け出に関する事務について、前年度の取扱件数などに応じて、国から交付される国庫補助金です。取扱件数の増加に伴い、増額補正するものでございます。

14 ページをご覧ください。

2 番目の表、16、県支出金、目が4、農林水産業費県補助金の多目的機能支払事業費です。

こちらの交付金につきましては、基準に基づき算出した額で採択を受けるところでございますが、最終的な交付額は国の予算の範囲内で決定されることから、今回減額補正するものです。

次の表を飛ばしまして、18、寄付金です。

目が1、寄付金で企業版ふるさと龍ヶ崎応援寄付金です。

これは、令和6年8月から令和7年1月までに企業から寄付された3件30万円ございましたことから予算額を実歳入額に合わせるための増額補正でございます。

15 ページをご覧ください。

下段の表、22、市債の目が1、総務費債の新長戸コミュニティセンター整備事業債につきましては、起債事業の組みかえによるもので、1,970 万円の減額でございます。

一枠飛びまして、目が4、農林水産業費債の県営土地改良事業債です。

これは、当初予算要求時に想定した事業費が減額されたことにより、負担金に充当する事業債も減額するものでございます。

続きまして、21 ページをお開きください。

ここから歳出となります。

下段の表で、6、農林水産業費、目が5、農地費の土地改良助成事業です。

これは、多目的機能支払事業の減額分で当該事業の交付額につきましては、国の基準に基づき算出した額で採択を受けるところですが、最終的な交付額は、国の予算の範囲内で決定されることから、減額補正となったものです。

次の、土地改良整備事業は、川原代地区・大塚上地区及び北方地区で実施中の土地改良整備

事業費の負担金ですが、当初予算要求時に想定した事業費が、大塚上地区では増額だった一方、川原代地区及び北方地区では減額となっております。

この 3 地区総額の事業費としまして減額となったことから、負担額も減額となっております。

市民経済部所管事項は以上でございます。

○大野委員長

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

続きまして、都市整備部所管事項についてご説明いたします。

ページ戻っていただきまして、7 ページをお願いいたします。

第 3 表、繰越明許費補正の追加分でございます。

表の上から 4 段目、舗装維持修繕計画策定事業です。

こちらは、発注に係る設計業務等の調整に不測の日数を要し、年度内に業務完了が困難なため繰り越しを行うものです。

続いてその下、道路排水管理費です。

こちらは、南中島排水ポンプ場更新工事について、発注に係る設計業務等の調整に不測の日数を要し、年度内に業務完了が困難なため繰り越しを行うものであります。

続いてその下、道路改良事業です。

こちらは、舗装支持力調査について、発注に係る設計業務等の調整に不測の日数を要し、年度内に業務完了が困難なため繰り越しを行うものでございます。

続いてその下、市道第Ⅰ－9 号線整備事業です。

こちらは、実施設計及び測量地質調査業務について、発注に係る設計業務等の調整に不測の日数を要し、年度内に業務完了が困難なため繰り越しを行うものでございます。

続いてその下、橋梁維持補修事業です。

こちらは、4-25号橋梁修繕工事実施のための地質調査業務について、発注に係る設計業務等の調整に不測の日数を要し、年度内に業務完了が困難なため繰り越しを行うものであります。

続いてその下、都市計画マスタープラン策定費です。

こちらは、都市計画審議会の答申を受けて、印刷製本を行うのが 4 月以降となるため繰り越しを行うものです。

その下の枠、繰越明許費補正の廃止分です。

都市公園管理費につきましては、蛇沼公園及び行部内公園修繕工事について、国補正予算を活用した令和7年度予定前倒し事業として、12 月補正予算にて予算措置を行ったところですが、国補助が不採択となったことから、繰越明許費を廃止するものです。

次のページ、8 ページをお願いいたします。

上から 1 枠目、繰越明許費補正の変更分です。

市道第 1-380 号線(佐貫 3 号線)整備事業につきましては、国の補正予算を活用するため、予算措置を前倒して令和 7 年度当初予算と一体的に実施するもので、国の補正予算採択分を増額するものです。

9 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正の変更分です。

上から 4 段目、地方道路等整備事業です。

こちらは、市道第 1-380 号線(佐貫 3 号線)整備事業の(仮称)清庵橋新設工事について、国の補正予算の採択に伴い、限度額を 1 億 2,570 万円増額するものです。

その下、都市公園整備事業です。

こちらは、蛇沼公園修繕工事行部内公園修繕工事の令和 7 年度予定事業前倒し事業分の国庫補助不採択及び森林公園リニューアル事業の事業費確定により、限度額を 1,680 万円減額するものです。

続きまして、歳入です。

12 ページをお願いいたします。

上から 4 枠目の国庫支出金の総務費国庫補助金、地域公共交通確保維持改善事業費です。

こちらは、これまで乗り合いタクシー運行事業者に直接交付されておりました国庫補助金について、制度改正に伴い市が受け入れた後に事業者に交付することとなったため、増額するものです。

次のページ、13 ページをお願いいたします。

一枠目の表、二段目、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金(耐震診断分)と、その下社会資本整備総合交付金(耐震改修分)です。

こちらは、住宅建築物耐震改修促進事業の耐震診断、耐震設計、改修費に対する補助金の申請期間満了により、補助額が確定したため減額するものです。

その下、社会資本整備総合交付金(道路整備分)です。

こちらは、市道 1-380 号線(佐貫 3 号線)整備事業の(仮称)清庵橋新設工事について、国の前倒し、補正予算の内示を受けたため増額するものです。

その下、社会資本整備総合交付金(公園整備分)です。

こちらは 12 月補正予算にて、予算措置をした蛇沼公園及び行部内公園修繕工事について、国庫補助が不採択となったため減額するものです。

次のページ、14 ページをお願いいたします。

上から二枠目の表、県支出金のうち、上から 4 段目、土木費県補助金木造住宅・ブロック塀等耐震化支援事業費です。

こちらは、住宅建築物耐震改修促進事業の耐震診断、耐震設計、改修費に対する補助金の申請期間満了により、補助額が確定したため減額するものです。

次のページへお進みください。

上から 3 枠目の表、市債のうち上から 4 段目、土木費債、地方道路等整備事業債、その下、都

市公園整備事業債です。

こちらは、第 4 表、地方債補正でご説明したとおりでございます。

続きまして、歳出です。

16 ページをお願いいたします。

上から二枠目の表、総務費のうち上から4段目、地域振興費の公共交通対策費です。こちらは、バス運行対策費負担金鉄道軌道安全輸送設備等事業費補助金が確定したため減額するものです。

その下、17 ページにかけて乗合タクシー運行事業です。

こちらは、決算見込みによる運行保証金不足額を増額するとともに、歳入でご説明いたしました地域公共交通確保維持事業費国庫補助金の制度改正に伴い、市が一旦受け入れた後、事業者に交付することとなったため増額するものです。

21 ページをお願いいたします。

上から二枠目の表、衛生費のうち、上から二段目、塵芥処理費です。

こちらは、指定ごみ袋製造委託にかかる費用が確定したため、不用額を減額するものです。

続いてその下の枠、上水道費の茨城県南水道企業団負担金です。

こちらは、地方公営企業繰出基準に基づく、県南水道職員に係る児童手当負担分を増額するものです。

次のページをお願いいたします。

上から3枠目の表、土木費のうち、上から二段目、建築指導費の住宅建築物耐震改修促進事業です。

こちらは、耐震診断、耐震設計、改修費に対する補助金の申請期間満了により額が確定したため、不用額を減額するものです。

続いて、その下の枠、上から二段目、道路新設改良費の市道第 1-380 号線(佐貫3号線)整備事業です。

こちらは、(仮称)清庵橋新設工事について、国の補正予算を活用するため、予算措置を前倒して令和 7 年度当初予算と一体的に実施するため、増額するものです。

23 ページをお願いいたします。

上から 2 枠目の表、公園費の都市公園管理費です。

こちらは、決算見込みによる都市公園等電気料不足分の増額及び国補正予算を活用した令和 7 年度予定事業の前倒し事業として、12 月補正予算にて予算措置を行った工事請負費、行部内公園と蛇沼公園への国補助が不採択となったため、事業費を皆減するものであります。

続いて、その下、森林公園リニューアル事業です。

こちらは森林公園リニューアル事業の確定に伴い、不用額を減額するものです。

続いて、その下の枠の表、最後になります。

下水道費の下水道事業会計繰出金です。

こちらは、一般会計で負担すべき雨水処理関連経費及び一般会計において、補助する対象経

費の決算見込みにより繰出金を増額するものであります。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

○後藤委員

一点だけお聞かせいただきます。

7ページの第3表、繰越明許費補正のふるさと納税応援事業 640 万円についてお伺いしたい
と思います。

これを繰越明許にする理由を、もう少し詳細に教えていただけますでしょうか。

○大野委員長

服部商工観光課長。

○服部市民経済部次長兼商工観光課長

これは寄付者への返礼品の発送が、年度末の寄付を中心どうしても年度を越えた時期になる
ものがあるため、その4月以降に発送が想定される分を繰越明許と設定するものでございます。

昨年末から年度末にかけ、製造期間を要するカガミクリスタルさん、こちらの返礼品の発注数
をもとに計算しておりまして、令和7年1月16日現在で、すでに4月以降の発送が予定されるカガ
ミクリスタルの返礼品及び、昨年の実績等を参考に4月以降の発送が想定される返礼品、これに
より積算しております。

以上です。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

承知しました。

この640万は返礼品、しかもすべてカガミクリスタルということでよろしいのでしょうか。

○大野委員長

服部商工観光課長。

○服部市民経済部次長兼商工観光課長

カガミクリスタルがメインになるんですけど、それ以外のものも想定はしております。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

他にも想定されているということなんですけれども、今年度、さとふるで頼んだお米がキャンセルになっているような状況というのは、把握されていますか。

○大野委員長

服部商工観光課長。

○服部市民経済部次長兼商工観光課長

さとふるで申し込んだお米がキャンセルになっている。こちらについては把握はしているところでございます。その米を提供してる事業者さんが、提供できる分だけの量を超えて受注があったものですから、どうしても対応しきれないという事業者からの声を聞いて、それをキャンセルという取り扱いにしております。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

今回の補正の繰越明許の640万の中に、今年度中に送れないから来年度というような対応にお米は入っていないということで、キャンセルしてしまったということですね。

そのあたり、なぜキャンセルなのか。

例えば、今回のようにカガミクリスタルのように、だいたい後になってしまいますけど令和7年度産の新米10月以降のものに振り替えてキャンセルではなくてですね、待たせてしまいますけれども返礼品を今年の新米で対応するということも可能だと思うんですけども、実際にそういった対応をされている自治体もあると思うんですけども。

今回キャンセルとしてしまったことについて、その考え方を教えていただけますでしょうか。

○大野委員長

服部商工観光課長。

○服部市民経済部次長兼商工観光課長

返礼品を提供している事業者側さんの意向で「対応できない」という意向があったものですから、キャンセルというような対応をさせていただきました。

以上です。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

これ、実際ふるさと納税された方から、当市にクレームであるとか問い合わせ等が来ている状況はありますか。

○大野委員長

服部商工観光課長。

○服部市民経済部次長兼商工観光課長

今日の朝現在で、数件の電話・メールにより入っているという情報が入っております。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

そういった状況ですけれども、対応としては変わらずどうしても対応できないっていう方以外にも、当市でお米を作っている方はいっぱいいらっしゃるんで、例えば令和7年産の他の事業者の方のお米で対応するというようなことも可能だと思うんですけども。

何でこんなことを言うかって言いますと、SNSなどでもう把握されてますか。

されていないですね。

このさとふるでキャンセルされた方が、もう龍ヶ崎市のことを非常にネガティブにSNSに投稿しているような状況が、もうすでにございますので。できればそういった、一方的にキャンセルするような状況ではなくて、多分ふるさと納税される方って、普通の通販と違って今日頼んだら明日届くよみたいなんじゃなくて、もう本当に何ヶ月待ってでも届けば、多分ご了承ください。

さすがに1年待ちというのは少し思うところあるかもしれないですけども、基本的にはキャンセルでなければ、ご了承くださいのかないところもあります。

なので、ちょっともう少し丁寧な対応をされた方が、やっぱりネガティブな、なんていうんですかね…ふるさと納税に関して龍ヶ崎市に対してすごくネガティブなことになりかねないので、もう少し丁寧な対応をしていただきたいんですけども。

そもそもこういったことになった原因っていうのは、どこにあるんでしょうか。要するに、受注で

きるもの以上にふるさと納税を受け入れてしまったんですよね。

これは、さとふるの問題ですか。

在庫管理はしてると思うんですけど、ちょっとそのあたりの原因っていうのがわかれば教えてください。

○大野委員長

服部商工観光課長。

○服部市民経済部次長兼商工観光課長

これは原因が、事業者側さんがちょっと想定を超える受注があったものですから、それに対応できない、ちょっと想定を本当を超えるレベルの受注があったんですね。1 週間か 2 週間ぐらいの間に 1,000 件という数がどっと入ってしまったってことがあったんで、ちょっとそこまで想定できていなかった。その想定がちょっと見込めなかったっていうのが一つの原因だとは思っております。

今後の対応としては、事業者さんと我々と中間管理事業者、こういったところを含めて、1ヶ月にどれだけの米の返礼品が出せるのか、そういったことをよく調整の上にポータルサイトで返礼品の数を出していきたいなと思っております。

あと、その前に先ほど、後藤議員からあった質問の中で、他のお米農家さんで対応できないかっていうご意見があったんですけど、今ふるさと納税を返礼品事業者として登録している事業者が 3 社しかなくて、このうちの 2 社はちょっと今お米ストップしてる状況なんですね。やはり、お米不足っていう状況があって。

そのうちの1社が、今回こういう事態になってしまったので、他の事業者からの提供というのはちょっと難しいという状況もございます。

以上です。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

今年度中に、他のもう 1 社の方から出すのは難しいと思うんですけど、今 3 社ということだったんですけど、今年の 10 月以降も秋以降までに事業者さんを増やして、その米で対応するようなことってできないでしょうか。

そもそも、今回その 1,000 件も来たっていうのは、やっぱり米不足で皆さんふるさと納税でお米を頼まれているというのと、あとさとふるが 20%還元キャンペーンみたいなのをやったんですよね。だからこそキャンセルされたくないんですよ、ユーザー側としては。

そういうのがなければ、普通にキャンセルして他のところ頼めばいいんですけど、その 20%還元の権利もなくなってしまうから、できればキャンセルして欲しくないという気持ちが多分ふるさと

納税されたユーザーさんの側にあるんですよね。だから何とか難しいのはわかるんですけど、一方的にキャンセルというようなことじゃなくて、もう少し丁寧に対応していただきたい。

長くなってしまったんですけど、本当にふるさと納税ってイメージが大事だと思いますし、あと、継続性もありますよね。何か龍ヶ崎市にやってくれた方が継続してやってくれる。逆に言うと、SNSなんかじゃ「もう二度と龍ヶ崎にふるさと納税はしない」なんていうような書き方をされてしまっているんで、ちょっともう少し丁寧な対応を検討していただければなと思います。

すみません、以上です。

○大野委員長

よろしいですか。

ほかにないでしょうか。

油原委員。

○油原委員

22 ページ。

直接的には関係ないというか、この住宅建築物耐震改修促進事業ですね。

耐震調査とか、その補助をもらって云々というのが非常に少ないのは、少し金かかるんですよね。調査はいいけど、直すのに相当お金がかかることで、二の足を踏んでいるというところがあるんですが。ただ、現実的には前に話したかどうか…能登やいろんな震災を見ると9割が圧死なのです。ですから、圧死しない程度の補強というんですかね、一気にわっと思うのではなく、すべて直すと相当お金かかるんでしょうけれども、木造が一気に潰れないというような程度の補強というのは、私はあるんだろうと。崩れても完全に潰れなければ、圧死というのはないわけだから。

そのあたりのことを考えて、市独自のそういうことの方角も見いださないと「なかなかお金が大変だからやれない」というのが多いわけですけども、そのあたりの助成制度もあるけれども、完全に建築基準法に基づいた耐震の補強ということではなく、最小限の危険性を回避するような耐震補強というか、そんなことが考えられないのか。そのあたり少しそういう考えがあるのかどうかお聞きしたい。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

確かにそういった手法も可能性っていうのは、これはあると思っています。

というのは、過去に耐震シェルターの補助というものを助成制度化してやっていたんですけども、実際に何ていうんですか、この部屋の枠組みを入れるみたいなものもあったんですけども、

実際に活用された事例はなくてですね。

近隣の自治体なんかにも問い合わせると、やはり実績はないんですね。それはなぜかというところをちょっとお話をさせていただくと、そういうのをやるんだったら、もういつそのこと新しく改修しちゃうってような意見もあったので、今はちょっとやってないような状況があります。

ただ、そういう手法があるということは実際にございますので、今年度ですね耐震診断の方になるんですけど、耐震診断で今まで実績がなかったんで耐震診断士を派遣するというふうな事業に来年度から切り換えます。お話をさせていただいて、多分こういう枠組みを知らない方もいると思うんです。「入れれば済むんだよ」みたいなところもご案内させていただくとかをさせてもらって、また新たに、その先については検討していかなければならないのかなというふうには考えます。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

よろしくお願いします。

最後に7ページ。

明許繰越補正で道路橋梁費 5 事業が明許繰越となっておりますけれども、一つ一つの事業で詳細な理由を教えてください。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺公園課長

まず、舗装維持修繕計画策定事業、道路改良事業の舗装支持力調査はセットで発注しようと思っていますので、一括でお答えしたいと思います。

舗装維持修繕計画なんですが、対象となる路線の選定とか、他の関係機関が行っている工事との兼ね合いで、調整に不測の日数がかかってしまって繰越ということになりました。

続きまして、道路排水管理費ですが、ポンプ更新工事を計画しておりまして、ポンプ場の更新ですので、渇水期の冬場に計画していたんですが、参考見積もりを徴収したところ3社ともそれぞれ100 万円くらいのレベルで違う見積書ができてしまいまして。再見積書の徴取をもう一度行うなど、積算の方に時間を要してしまったため繰り越しとしました。

続きまして、I-9号線整備事業なんですが、これは龍ヶ崎市駅の西口から旧6号国道の方に抜けていくメインの通りの実施設計を計画していたんですが、ラウンドアップされている歩道の改修等を計画したんですが、そこに県南水道で水道管の更新工事が行うような計画という話がありましたので、県南さんとの協議を行いながら不測の日数がかかってしまい、繰り越しになってしまいました。

続きまして、橋梁維持補修事業ですが、これは1-45号橋の地質調査を予定していたんですが、こちらも見積もり等を徴収しますと、以前、徴取した見積金額よりも人件費とかの影響で高くなっている。その内容の見直し等に時間がかかり繰越となってしまいました。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

内容的にはわかったんですが、契約自体が遅すぎるんじゃないんですか。
どうなんですか。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

設計等に時間がかかる。

積算にしろ見積もりにしろ、予算要求時点、今一年前なんですが、改めて積算を組んだり見積もりを取ったりしますと、どうしても人件費とか燃料費・機材費・資材費が上がっていますので予算内に追いつかない場合があります。内容の見直しとかを行っているとしても時間がかかってしまうということでございます。

今後は気をつけて進捗管理の方をしていきたいと思います。

申し訳ありません。

○大野委員長

よろしいですか。

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 29 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第34号 令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算(第5号)について、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第 34 号 令和 6 年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算(第 5 号)についてでございます。

別冊 2 の 71 ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、一般会計で負担すべき雨水処理経費の決算見込み額の増による一般会計負担金の増額、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金及び霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の年間負担額確定による減額、下水道事業会計の収入支出決算見込みによる消費税及び地方消費税の納付見込み額の増額が主な内容となります。

まず、第 2 条、収益的収入及び支出です。

収入は、第 1 款、公共下水道事業収益、第 1 項、営業収益について、一般会計で負担すべき雨水処理関連経費の決算見込みの増により、一般会計負担金 1,381 万 9,000 円を増額するものです。

次に、第 2 項、営業外収益について、排水設備支援補助金決算見込みの一般会計負担分の増及び、令和 5 年度取得資産確定による長期前受金収入の増により、84 万 8 千円を増額するものです。

次に、第 2 款、農業集落排水事業収益、第 2 項、営業外収益について、職員の時間外勤務手当の増額により、一般会計補助金 19 万円を増額するものです。

次に、支出です。

第 1 款、公共下水道事業費用、第 1 項、営業費用について、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金の年間負担額確定に伴う減額などにより、7,051 万 7,000 円を減額するものです。

次に、第 2 項、営業外費用について、下水道事業会計の収入支出決算見込みによる消費税及び地方消費税の納付見込み額の増額により、731 万 6,000 円を増額するものです。

次に、第 2 款、農業集落排水事業費用、第 1 項、営業費用について、職員の時間外勤務手当の増額により、19 万円を増額するものです。

72 ページをお願いいたします。

第 3 条、資本的収入及び支出です。

収入は、第 1 款、公共下水道事業資本的収入、第 1 項、企業債について、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の財源として借り入れる流域下水道事業債の決算見込みなどにより、70 万円を増額するものです。

支出は、第 1 款、公共下水道事業資本的支出、第 1 項、建設改良費について、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の年間負担額確定に伴う減額により、164 万 3,000 円を減額するものです。

73 ページをお願いいたします。

第 4 条、企業債です。

企業債対象事業費の決算見込みにより、起債の限度額について流域下水道事業債を 70 万円増額するものです。

次に、第 5 条、他会計からの補助金及び第 6 条、利益剰余金の処分については、今回の補正予

算に伴いそれぞれ改めるものでございます。

最後に、74 ページからの補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、令和 6 年度注記、補正予算明細書につきましては、今回の補正予算に伴う既決予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 34 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 6 年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算(第 3 号))について、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 6 年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算(第 3 号))についてでございます。

別冊3の13ページをお願いいたします。

この専決処分につきましては、下水道事業におけるウォーターPPP官民連携方式としての管理、更新一体マネジメント方式の導入に向けた導入可能性調査委託費について、予算計上させていただいたものです。

導入可能性調査が複数年にわたる業務でありますことから、第3条において、継続費を設定しております。国の補正予算を活用するため、令和7年度から8年度にかけて予定しておりました事業を前倒して、令和6年度から令和8年度事業としたところでございます。

まず、第 2 条、収益的収入及び支出です。

収入は、第 1 款、公共下水道事業収益、第2項、営業外収益について、ウォーターPPP導入可能性調査委託費に対する国庫補助金 1,518 万円を増額するものです。

次に、支出です。

第 1 款、公共下水道事業費用、第1項、営業費用について、ウォーターPPP導入可能性調査委託費として 1,518 万円を増額するものです。

次に、第 3 条、継続費です。

数年度にわたって継続的に支出する経費の総額、及び年割額について定めております。

最後に、14ページからの補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、継続費に関する調書、予定貸借対照表、令和6年度注記、補正予算明細書につきましては、今回の補正予算に伴う議決予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となります。

説明については以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

報告第2号 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて)、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて)、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて)、以上の3案件については、関連しておりますので、一括して説明を受けて質疑を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

報告 第3号、4号、5号について、一括してご説明をいたします。

これは、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和6年11月5日午前8時30分から9時ごろにかけて、大塚町3587番地先の市道第3-384号線において、当該道路の舗装部に生じた段差により、いずれも稲敷市在住の方が所有する軽自動車3台のタイヤ等を破損させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、市の過失割合30%相当分の損害賠償額とし、それぞれ和解が成立したものでございます。

報告 第3号の損害賠償額は、タイヤ交換代金の市過失分として7,805円。報告 第4号は、タイヤアルミホイール交換代金等の市過失分として6万2,040円。報告 第5号は、タイヤアルミホイール等交換代金等の市過失分3万9,798円でございます。

説明は以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

札幌委員。

○札幌委員

この事故の現地は、もう補修はされてるんですか。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

事故当日連絡をいただきまして、職員2名がとりあえず事故の確認ということで現場に赴きました。当日のうちに常温合材で舗装のはがれ部分の補修を行いました。

翌々日、再度加熱合材にて周辺の段差になりそうな部分の補修を行ったところでございます。

○大野委員長

札幌委員。

○札幌委員

毎回こういった事案が出てくるときに、近隣の市町村とかに「どうですか」って聞くんですけど。「あんまりこういった案件はないよ」って聞くことが多いのですよ。当市の道路は、そんなにひどいのかというふうに思うんですね。

これはもう期間を定めて市内の道路の段差、それから、補修が必要な箇所の一斉点検をしていただいて、こういったことが起こらないようにしてもらいたいなというふうにちょっと思うんですけど。

そういったことに対して調査の強化をすとか、そういったことを考えているんでしょうか。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

まず、令和6年度の6月からシルバー人材センターさんに、道路の見回り業務ということで月 4 回地区を分けて行っているところです。

そこで発見した箇所については随時、補修はかけているんですが、なにぶん我々の管理している市道が 1,000 キロ以上あるので、なかなか追いつかないところもあるかと思います。交通量の多いところは、一回見回ってOKだとしても、何週間後には壊れてくるパターンもありますので、随時何回も何回もパトロールは、なかなか厳しい状況にあります。見回り業務委託や我々が

現場確認に行ったときに気づいたもの、市民の皆様からの通報によって連絡いただいた場合には、随時補修をかけていきたいと思っております。

○大野委員長

札幌委員。

○札幌委員

せっかく LINE で投稿できるシステムがあるので、もう一回りゆうほーとか、市のホームページとか、そういうので市民に周知してもらって、そういう「傷んだ箇所あればすぐに補償しますよ」というふうな告知も、ぜひよろしくお願いします。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

後藤委員。

○後藤委員

一点だけ確認させていただきたいんですけども、今回も8時半に立て続けに2台、そして30分後に1台ということで、この段差っていうのはそこを通れば必ずパンクするぐらいの傷つけてしまうぐらいの段差だったと思うんですけども。その一方で、前日まではそういったことは報告されていないわけですね。

なので、ちょっとその段差がどれぐらい、どういった段差だったのか教えていただきたいというのと、その段差ができた原因の究明とかはされていますでしょうか。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

まず舗装盤が剥がれたことによって、5センチから6センチの段差が生じてしまったんですが、その剥がれが大体幅1メートルから長さも1メートル程度。

原因としては、この路線は大塚の集落と小野川の間、田んぼの中にある一直線の道路でありまして、かなり抜け道として交通量が多いところでもあります。

さらに、衛生組合に行く牛久からのバキュームカーなどの工業団地に抜けていく大型車が通行している路線でもあります。

原因としては、舗装が亀の甲状に割れてしまいましてそこに雨とかの水分が入りまして下の路盤が弱くなって、大型車が通ったときに舗装が一気にバーッと取れたことによって、だんだんひどくなってきて、そこにたまたまこの日30分ぐらいの間に、3台の車が通ってしまったということだ

と思います。

各車は、3 台とも左側の前輪後輪の同じ個所なので、舗装の剥がれで起こったものと判断しました。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

技術的なことわからないので教えていただきたいんですけども、舗装が剥がれて 1 メートル 1 メートルと剥がれてしまったということですが、大型トラックと大型車が通ることなんですけど、通常の積載量の大型車が通ってもそういったことが起きないのか、それともやっぱり過積載のような状況のトラックが多く通っているような状況があるのか。

通常のトラックで、通常の大型車であればそのような状況にならないものなのか。

そのあたり、技術的なことがわかれば教えていただけますでしょうか。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

交通量自体の問題もあるかと思うんですが、まず、大型車の過積載についてはちょっと我々把握することがなかなか難しいんですけども。あと、実際この路線なのですが土地改良事業で作った道路でありまして、舗装自体が普通の道路よりも 1 センチほど薄い舗装版になっており、そういったことも影響しているのかなとは思っております。

○大野委員長

他にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

別にないようなので、採決いたします。

報告第 3 号 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、報告第 4 号 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

次に、報告第 5 号 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて、和解に関することについて執行部から説明願います。

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案書 122 ページ、123 ページでございます。

これは、地方自治法第179条 第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったもので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和 6 年 12 月 22 日駒馬台コミュニティセンター駐車場において、公用車が駐車していたところ龍ヶ崎市に在住の方が運転する普通乗用車が、当該公用車の隣のスペースに駐車しようと前進した際に接触し、当該公用車の右側後方バンパーを損傷した事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、相手方が本件事故により生じたすべてを賠償するものとして、和解が成立したものでございます。

説明については以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

報告第 6 号 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、都市経済委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。